

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 7 年 9 月 2 1 日 執行

阪南市議会議員一般選挙

候補者 _____

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区における ポスター掲示場数	1 5 1 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、「請求書」の用紙とともに候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が阪南市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、阪南市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数
 - 限度額
 $(316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}) \div \text{ポスター掲示場数}$
＝単価… 1 円未満の端数は切り上げ
単価 × 確認された作成枚数 = 限度額